

議案参考資料
令和8年3月定例会

市議第1号	宮津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 議員の調査研究や研修等の活動を充実させるため、政務活動費の交付額を増額するとともに、政務活動費を充てることができる経費の範囲を拡充するもの。</p> <p>◆提案の概要 〔改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の交付額 議員1人当たり 月額10,000円 → 月額15,000円 ・政務活動費を充てることができる経費 事務費を新設 (会派が行う活動に必要な消耗品等の購入、通信等に要する経費) <p>◆施行日 令和8年4月1日</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会活性化特別委員会での検討【R7.4～】 ・宮津市特別職報酬等審議会から答申に際しての附帯意見【R7.11】 (議員のさらなる資質向上を図るため、政務活動費の増額を検討されたい。) <p>【市民参加の状況】</p> <p>【政策等の効果及び費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会活動の充実(議会の審査機能、政策提言機能の向上) ・増額に伴う費用 720,000円(5,000円×12月×12人) ※次期改選からの定数12人での年間増加費用 <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 2,220 千円</p> <p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p> <p>京都府北部市の交付金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舞鶴市 月額21,666円 ・綾部市 月額15,000円 ・福知山市 月額15,000円 ・京丹後市 月額15,000円 <p>担当課・係</p> <p>議事調査課 議事調査係(45-1639)</p> <p>添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新旧対照表 	

宮津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について（案）

(改正の理由) ・ 調査研究活動を充実させるため、政務活動費の額を増額改正するもの。 ・ 政務活動費に必要な事務経費に充当できるよう、充当項目を追加するもの。	
(改正の内容) ・ 議員一人当たりの交付額を「月額 10,000 円」から「月額 15,000 円」に改める。 ・ 別表で定める政務活動費を充てることができる経費に「事務費」を新設する。	
新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
(交付額及び交付の方法) 第3条 政務活動費は、会派の代表者の申請に基づいて、市長が交付を決定する。 2 政務活動費の額は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に 月額10,000円 を乗じて得た額とする。 3 (略) 4 (略) 5 (略) (政務活動費を充てることができる経費の範囲) 第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができる。	(交付額及び交付の方法) 第3条 政務活動費は、会派の代表者の申請に基づいて、市長が交付を決定する。 2 政務活動費の額は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に 月額15,000円 を乗じて得た額とする。 3 (略) 4 (略) 5 (略) (政務活動費を充てることができる経費の範囲) 第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができる。

別表(第5条関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請及び陳情の活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

別表(第5条関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請及び陳情の活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	会派が行う活動に必要な消耗品等の購入、通信等に要する経費

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案参考資料
令和8年3月定例会

市議第2号	地方自治法第180条の規定に基づく市長専決事項の一部改正について	区分	その他				
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 議会の権限に属する軽易な事項について、あらかじめ議会の議決により指定したものに限り市長において専決処分することができる市長専決事項について、新たに案件を追加しようとするもの。</p> <p>◆提案の概要 〔追加する目的〕 裁判所の支払督促制度を活用して収納率の向上を図るに当たり、関連する訴訟手続の訴えの提起に必要となる議会の議決の権限を、市長専決に指定することで、訴訟手続の円滑な執行を図るもの。</p> <p>〔追加する指定内容〕 市の債権のうち、非強制徴収公債権及び私債権の回収に関わって、裁判所の支払督促制度の活用の際、債務者から督促異議の申立てがあった場合に、当該支払督促の申立ての時にあったものとみなされる訴えの提起及び和解に関すること（140万円以下の案件の当該議決の権限に限る。）。</p> <p>◆その他 （参考）市債権のうち、今回の専決指定事項に該当する主な債権 ○非強制徴収公債権 し尿収集手数料、生活保護返還金、幼稚園保育料など ○私債権 土地建物貸付料、災害援護資金回収金、くらしの資金回収金、放課後児童クラブ利用者負担金、住宅使用料、水道料金、学校給食費、育英資金貸付金など</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <hr/> <p>【市民参加の状況】</p> <hr/> <p>【政策等の効果及び費用】</p> <hr/> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円</p> <p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p> <hr/> <table border="1" data-bbox="1176 1348 2098 1473"> <tr> <td data-bbox="1176 1348 1632 1396">担当課・係</td> <td data-bbox="1632 1348 2098 1396">添付資料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1396 1632 1473">議事調査課 議事調査係（45-1639）</td> <td data-bbox="1632 1396 2098 1473">・新旧対照表</td> </tr> </table>		担当課・係	添付資料	議事調査課 議事調査係（45-1639）	・新旧対照表
担当課・係	添付資料						
議事調査課 議事調査係（45-1639）	・新旧対照表						

地方自治法第180条の規定に基づく市長専決事項の一部改正について

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
<p>○地方自治法第180条の規定に基づく市長専決事項</p> <p style="text-align: right;">昭和61年3月28日 議決</p> <p>地方自治法第180条の規定に基づく市長専決事項(昭和52年9月29日議決)の全部を改正する。</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分事項を次のように定める。</p> <p>1 1件50万円(交通事故の場合は、200万円)以下の法律上その義務に属する損害賠償額の決定及びその和解に関すること。</p> <p><u>2</u> 仲裁及び調停に関すること。</p> <p><u>3</u> 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第24号)第2条の規定による契約につき、議決を経た後において、当該契約の変更を行う場合で、契約変更に伴い増減する金額が当初請負額より1,000万円を超えないもの</p>	<p>○地方自治法第180条の規定に基づく市長専決事項</p> <p style="text-align: right;">昭和61年3月28日 議決</p> <p>地方自治法第180条の規定に基づく市長専決事項(昭和52年9月29日議決)の全部を改正する。</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分事項を次のように定める。</p> <p>1 1件50万円(交通事故の場合は、200万円)以下の法律上その義務に属する損害賠償額の決定及びその和解に関すること。</p> <p><u>2 民事訴訟法(平成8年法律第109号)第386条の規定に基づく市の支払督促(1件140万円以下のものに限る。)に対し、債務者から督促異議の申立てがあった場合に、同法第395条の規定により当該支払督促の申立ての時にあったものとみなされる訴えの提起及び和解に関すること。</u></p> <p><u>3</u> 仲裁及び調停に関すること。</p> <p><u>4</u> 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第24号)第2条の規定による契約につき、議決を経た後において、当該契約の変更を行う場合で、契約変更に伴い増減する金額が当初請負額より1,000万円を超えないもの</p>